

令和2年9月11日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽 鳥



「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について

さて今般、環境省環境再生・資源循環局長より、各都道府県知事・各政令市市長宛に「「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について（通知）」が発出されるとともに、同局廃棄物規制課より本会に対しても周知方依頼がありました。

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」（令和2年3月6日付（地 454）にて貴会宛にご案内済み。）の文書等をもって、貴会宛にご案内申し上げます。

本通知は、環境省のこれまでの事務連絡等における留意事項等を改めてとりまとめ、ガイドラインとして整理したものであります。

本ガイドラインでは、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物であっても、通常の感染性廃棄物と取扱いは変わらず、法令基準や感染性廃棄物処理マニュアルに従うことや、その他の感染性廃棄物と区別して排出することは不要であること等が改めて示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。